

## 令和3年度水俣市税条例の主な改正点について

### (軽自動車税関係)

#### 1 環境性能割に関する見直し

##### (1) 税率区分の見直し

軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

##### (2) 臨時的軽減の延長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済の動向等を勘案し、自家用乗用の軽自動車を取得した場合に、燃費性能等に応じて課する環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日(改正前は令和3年3月31日)までに取得したものを対象とする。

#### 2 種別割に関する見直し

グリーン化特例(軽課)の見直し

対象車両の重点化を図った上で、適用期間を2年間延長。

### (固定資産税関係)

#### 1 土地に対する税負担の調整措置

負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることにより、公平な税負担に近づけるよう調整措置が講じられているが、令和3年度から令和5年度までの間についても、引き続きこの負担調整措置を継続。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担に配慮する観点から、令和3年度限りの措置として、課税標準額が負担調整措置等により増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く。

#### 2 償却資産等に関する改正点(「わがまち特例」)

法附則第15条において、条例により市町村が定める課税標準の特例である「わがまち特例」の一部が改正されたため、本市条例においても改正。(法附則第15条第41項の規定が廃止され、新たに法附則第64条の規定に基づき特例の対象となるもの)

該当項	対象資産	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と特例 率・適用期間
第21項	中小事業者等が認定先端 設備等導入計画に従って 取得した先端設備等	0	法附則第15条第41項 0以上1/2以下